

【参考】

開設計画及び認定開設者合意における記載概要  
(第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定に係る  
終了促進措置に関する四半期報告)

株式会社NTTドコモ  
ソフトバンク株式会社

株式会社NTTドコモ及びソフトバンク株式会社は、平成30年4月9日、総務大臣より3.4GHz帯特定基地局の開設計画の認定を受けております。

また、平成30年7月8日に、平成30年総務省告示第34号(第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件(平成30年1月26日))に従い、2者で共同して終了促進措置を実施することに合意しております。

本資料は、終了促進措置の実施状況の把握に資することを目的として、各社の開設計画及び2者合意から、終了促進措置の実施に関する事項について、終了促進措置の四半期報告の項目立てに従い抜粋したものととなります。

# 1 終了促進措置の実施方法に関する事項

- ・ 終了促進措置については、平成 33 年 6 月末までに完了します（設備変更の工事は平成 30 年度下期から平成 33 年 6 月末にかけて実施します。）。ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。
- ・ 特定基地局の開設については、各認定開設者が運用を開始する地域の対象免許人から合意を得ます。
- ・ 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成 33 年 6 月末を期限として周波数共用を実施します。
- ・ 代替手段での対応が困難な場合には、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。
- ・ 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
- ・ 対象免許人との協議にあたり、免許人団体とスケジュール等を事前相談のうえ、実施します。
- ・ 対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入します。
- ・ 対象免許人との間で、必要に応じて守秘義務契約を締結します。
- ・ 対象免許人から製造業者の指定がある場合は、製造業者へ情報提供し、計画的な生産体制整備を依頼します。
- ・ 対象免許人から要望があった場合は、終了促進措置の工事に伴い対象免許人の 3.4GHz 帯無線局を停止してから 3.4GHz 移行先周波数の無線局の運用を開始するまでの間において、事業を継続するための代替手段を提供します。
- ・ 対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、必要に応じて、製造事業者と連携のうえ支援します。
- ・ 対象免許人から要望があった場合は、エリア設計に関する技術支援を実施します。また、基地局基盤の提供、その他技術的な支援等について、必要に応じて検討します。
- ・ 対象免許人から要望があった場合は、新周波数帯の無線局の開設にあたり、STL 等の設置場所の確保等を支援します。
- ・ 対象免許人からの要望があった際には、対象免許人と協議の上、干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
- ・ 対象免許人の移行に関する問題等については、対象免許人との協議開始後も、連絡会を開催して対応策の検討を行い、認定開設者や免許人団体、必要に応じて対象免許人へそれぞれフィードバックを実施します。

## 2 終了促進措置の負担可能額

- ・開設計画に記載された負担可能額は、620 億円です。

## 3 終了促進措置の実施に関する事項

### 3-1 他の認定開設者との協議・合意について

- ・認定開設者が複数となった場合、認定開設者間で、窓内設置計画を含めた終了促進措置に関する具体的な実施方法等について事前に協議し、認定から3ヵ月以内（平成30年（2018年）6月を想定）に合意する計画です。（株式会社NTTドコモ）
- ・終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3ヵ月以内に、他の認定開設者と協議し、合意する（ソフトバンク株式会社）

### 3-2 終了促進措置に関する周知・通知について

- ・実施概要の周知については、合意日から1ヶ月以内に、他の認定開設者と連携して、認定開設者各社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイトや会報、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始します。
- ・免許人団体との協議の結果、不要と判断された周知媒体については、周知の実施を省略します。
- ・実施手順の通知については、郵送（配達証明郵便）又は同等の手段により実施手順の通知を実施し、合意の日から6ヶ月以内に完了します。
- ・実施手順の通知が対象免許人へ配達できない場合は、電話や直接訪問により、免許人住所を確認いたします。
- ・実施手順の通知内容をインターネットで公表します。
- ・免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施します。
- ・問合せ窓口については、合意日から1ヶ月以内に、電話及びメールによる専用窓口を認定事業者毎に設置、運用を行います。認定事業者間での連携・情報共有できるように問合せ内容を共有・通知できる仕組みを構築します。
- ・窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施します。

### 3-3 対象免許人との協議について

- ・対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払い方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、通知を終えた対象免許人から順次開始します。
- ・対象免許人との協議については、個別訪問を行います。
- ・必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。

## 4 終了促進措置の実施体制等に関する事項

- ・対象免許人や免許人団体との協議、対象免許人への周知・通知、問い合わせ対応等を実施するため、平成31年1月を目途に各認定開設者は専門組織を設置します。
- ・終了促進措置を円滑に実施できるよう適宜要員を確保します。
- ・各認定開設者の専門組織の体制については、STL等、FPUをそれぞれ統括する各部署を設置します。
- ・終了促進措置の実施にあたり、作業の遅延等が発生した場合には、遅延原因の調査を行い、要員の補充や原因の解決に努めます。
- ・終了促進措置のスケジュール等の共有、課題抽出・進捗確認等を実施するため、認定開設者、免許人団体、製造業者等による協議会を必要に応じて設置・開催します。
- ・協議会にはSTL等・FPUの各部会を設置します。
- ・必要に応じて、協議の斡旋・調停・仲裁を行う候補として弁護士を紹介します。
- ・必要に応じて学識経験者・弁護士等からなる監査用アドバイザーボードの設置も検討します。